

## 調査の概要

### 〈調査方法〉

本調査は、厚生労働省の要請に基づき、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4カ国を対象に、公的教育訓練制度とその実施状況について、文献調査により情報収集を行ったものである。

### 〈調査項目〉

主に以下の各項目について、情報収集を行った。

- ・労働市場の状況と特徴（人口動向、社会動向、教育技能水準、技能需要など）
- ・教育訓練政策における位置付け（教育制度との関係）
- ・所管省庁、関係機関の役割（実施・監督機関、教育訓練機関、労使団体など）
- ・職業能力評価制度
- ・対象者別の職業訓練施策と実施状況（若年者、失業者、在職者向け）
- ・各種の促進策（金銭的支援、その他）

### 〈調査概要〉

各国における教育訓練政策の状況からは、職業訓練の位置づけの多様性が改めて確認された。特にアメリカと欧州各国の間には、主な対象者や訓練を通じて獲得される技能に関する理解に違いがあると考えられる。

アメリカでは、制度の形成過程において、低所得者や低スキルの者、マイノリティ、求職者といった層への支援策としての訓練の提供が主眼とされてきた。近年は、対象層の拡大が図られているものの、依然としてこうした層の支援が優先課題に位置づけられている。各地域には、職業訓練のみならず、求職者と雇用主のマッチングやキャリアガイダンスなども含むサービス提供の中心を担う公的な委員会組織が設置され（過半数を企業からの委員が構成）、関係組織とのパートナーシップにより、連邦政府の予算で訓練を含む各種サービスが実施される。訓練の成果を測定する指標は、雇用に結びついた度合いにその重点が置かれる。また、若年者については、学校教育における職業教育の役割が大きいが、学校外で提供される職業訓練プログラムは、やはり社会的に不利な状況にある者に対象が限定される。

一方、欧州では、資格制度を基盤として、職業訓練を通じて獲得される技能が重視される傾向にあり、若年層から成人まで、広範な層による参加がうかがえる。ただし、ここでもその状況は各国で異なる。

たとえばドイツでは、中世の徒弟制度を起源とする職業訓練が、政府や労使などの関係者による連携を通じて発展してきた。教育課程における早期の段階で分岐点が設けら

れ、職業的なコースに進む者には、いわゆる「デュアルシステム」（実地訓練と学習を併行して行う）を中核として、長期にわたる訓練が提供される。訓練の修了資格は、就職やより高度な職業訓練に進むための要件とされ、社会的な認知度は高いといえる。全国あるいは州レベルで、政労使の参加による委員会組織が、技能需要に即した教育訓練の内容や職種別の資格の更新を担っている。

フランスでも、職業資格が技能に関する指標として非常に重視されており、その有無や等級が、就職の可否や労働条件を左右しうる。国が管轄する職業資格の取得を目的とした多様なレベルの職業訓練課程が、義務教育修了後の各段階に対応する形で地域圏（自治体）によって運営されており、主に国民教育省の管轄する教育機関がその提供を担う。また、主に学校を離れた在職者や失業者・求職者に対して提供される継続職業教育訓練は、労使の設置する公的機関あるいは国、地域圏が担い、企業や訓練機関等が提供している。なお、国民には勤続年数に応じて一定の時間数の職業訓練の受講が権利として保証されており、その蓄積や利用の状況は、職業訓練個人口座の制度によって管理されている。

他方、イギリスでも従来は、資格制度を基盤とした教育訓練政策が実施されてきた。低資格層を中心に、公的補助により資格取得が促進され、またより柔軟な資格の開発や取得を可能とする資格制度の再編が図られた。しかし、新たな制度はその有効性に疑問符が付され、結果として導入からわずか数年で廃止された。職業資格と雇用主の技能需要の乖離や、取得のための制度の複雑さに関する批判は根強く、近年の制度改革においては、むしろ資格の位置付けは後退している。雇用主の技能需要をより直接的に反映できる訓練の手法として、アプレンティスシップ（企業における見習い訓練）の拡充が掲げられ、またその財源として、4月からは負担金制度が導入される。頻繁な制度改革により、未だ試行錯誤が続いている状況にあるといえる。

次表に、各国の公的職業訓練制度の概要を示す。便宜上、対象者別の整理としているが、表中にも記載のとおり、各国とも対象者を必ずしも限定していない施策が多い点に留意頂きたい。

また、若者を対象に含む（もしくは主な提供対象とされている）施策については、外形上の類似性から、以下の区分を設けている。ひとつは、教育訓練機関での訓練が中心となるもので、中等教育機関や訓練プロバイダなどが提供する、座学を中心とした訓練や、施設内の訓練センター等に留まる教育訓練を想定している。次に、養成訓練として、企業での就業を通じた訓練に重点を置きつつ、座学による理論的な学習を組み合わせた教育訓練を区分した。さらに、そうしたフォーマルな枠組みから外れた者、あるいは何らかの困難な状況から就職が難しい者を主な対象とする訓練・支援策を、別途分類している。ここでも、想定される対象層や目的・内容、あるいは教育訓練制度における位置

づけなど、各国で相当の違いがあると思われるが、そうした差異を表中で示すことはできなかった。詳細は、本文でご確認頂きたい。

図表 各国における公的職業訓練の概要

		アメリカ	イギリス
所管省庁		教育省(若者) 労働省(成人・失業者)	教育省
実施体制	運営・資金配分	若者 失業者 在職者 州・地域の労働力開発委員会 教育省(若者)	若者 失業者 在職者 教育助成庁、技能助成庁 技能助成庁、 ジョブセンター・ プラス
	実施	普通教育機関 (ハイスクール)、訓練プロバイダ、企業	継続教育カレッジ、企業(アプレンティスシップ等)
対象者別施策・参加者数*	若者 一教育訓練機関中心	・普通教育機関(ハイスクール)による職業教育(職場学習等含む)	・継続教育 若者から失業者、在職者までを対象に、主として資格取得のための教育訓練を提供。 (参加者数:359万人(2014年度)、うち19歳未満97万人、19歳以上262万人)
	一養成訓練 (職場での訓練と、教育訓練機関での座学の組み合わせによる)	(登録養成訓練制度)**	・アプレンティスシップ 16歳以上の学卒者に対して、企業での就労・職場内訓練と、継続教育カレッジ等での座学を提供、典型的には資格取得を目的とした訓練を含む。訓練期間は1~4年程度で、難易度に応じた標準・上級・高度・学位レベルの区分あり。 (参加者数:90万人(2015年度)、うち19歳未満20万人、19~24歳31万人、25歳以上39万人)
	一低技能・就職困難者	・ジョブコア 社会的に不利な状況にある16~24歳層に、宿泊型訓練施設(ジョブコアセンター)での座学・実習、職場実践型の授業等を提供、期間は1~2年。 (参加者数:年間約5万人)  ・若年プログラム 社会的に不利な状況にある16~24歳(在学中の場合は14~21歳)層に、学力・スキルのアセスメント、教育訓練の計画作成、中等教育修了・中等後教育受験資格の取得や進学をサポート、就職のための支援等を実施。 (参加者数:約21万人(2013年))	・トレイニーシップ 16~24歳の低技能層で就職が困難な者(プロバイダ・雇用主が選定)、最長6カ月の就業体験等を実施。 (参加者数:1.9万人(2014年度))
	失業者	・成人向けプログラム、非自発的離職者のためのプログラム 18歳以上の失業者を対象に、ワンストップ・センター等の地域の機関が、スキルアセスメントや情報提供、職業訓練を提供。訓練内容や補助額は、対象者の状況や地域のニーズ等を勘案。 (参加者数:成人向け全体で約600万人(うち訓練受講者15万人)、非自発的全体で56万人(うち訓練受講者10万人))	・失業者・就労困難者向け訓練(継続教育) 失業者・就労困難者向け社会保障給付の受給者に対して、就職支援等の短期の訓練を提供。 (参加者数:95万人(2014年度))
	在職者		・継続教育(上掲) ・アプレンティスシップ(〃)
その他全般			
促進・支援策	金銭的	無料での訓練の提供(公的予算による)	訓練費用の補助(資格の種類・受講者の年齢・失業者(給付受給)かどうかで条件が異なる)
	非金銭的	ワンストップ・センターによるスキル・能力の測定、キャリアガイダンス、求職のためのワークショップ等	キャリアガイダンス、訓練休暇

\* 各制度・プログラムは、複数の対象層(例えば若者と在職者、など)にまたがって適用される場合がある。詳細は本文を参照のこと。

\*\* 労使による自主的な訓練に関する基準を定め、認証したプログラムを登録する制度。政府等による訓練実施への関与はないため、本文では取り上げない。

ドイツ			フランス		
連邦教育研究省 連邦経済技術省(当該訓練職種を管轄する場合) 連邦労働社会省(失業者・求職者)			国民教育省(25歳までの若者全般) 高等教育省(若者、在職者、失業者・求職者) 労働省(在職者、失業者・求職者)		
若者	失業者	在職者	若者	失業者	在職者
中央・州政府、労使、会議所、職業教育訓練研究機構、連邦雇用エージェンシー	連邦雇用エージェンシー	多種多様(必要に応じて規制、モニタリング、認定制度あり)。	地域圏	国(一部地域圏)	労使運営の公的機関
学校/企業、職業学校等	学校/企業、職業学校、職業学校、コミュニティ成人教育センター、(専門)大学、会議所、専門団体などの訓練プロバイダ		普通リセ(技術教育課程)、職業リセ、大学付属機関、企業、見習訓練センター(CFA)、	企業、全国成人教育訓練協会、Greta(地域毎の学校グループ)、国立工芸院等	企業、Greta、国立工芸院等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日制職業学校、専門大学等</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通リセ(技術教育課程)、職業リセ、大学附属機関等による職業訓練</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期職業教育(デュアルシステム) 主に16歳以上の若者を対象とした、企業における実地訓練(3分の2)と、職業学校での学習(3分の1)を並行して実施する。約350職種の公認訓練職種等の資格取得を目指す。訓練期間は通常2～3年半(2012年10月～2013年9月末の新規訓練契約件数:53万件)。マイスター制度の手工業を中心とした徒弟訓練は、デュアルシステムの中に溶け込んでいる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・見習訓練制度 主に16～25歳層の低資格層を対象に、企業での就労・職場内訓練と、CFA等の訓練施設での座学を提供、資格取得を目的とする。 (参加者数:約40万人(2014年))</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職前職業訓練(BVJ)、基礎職業訓練(BGJ)</li> <li>・「初期職業訓練資格付与(EQ)」は、連邦雇用エージェンシー(BA)が管理運営するプログラムで、初期職業訓練への参加が困難な若者の企業による受け入れ(基礎的な訓練の実施)に、訓練助成金を支給。(助成対象者数は、1万1,024人(2014年の月当たり))</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・熟練化契約 学業を終え、資格取得を目指す16～25歳層、および26歳以上の求職者が対象。雇用主との労働契約を前提に、別途訓練機関と締結する訓練協定により、就業期間の15～25%(150時間以上)を訓練に割り当てるもの。 (参加者数:18万人、うち26歳以上4万人(2015年))</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期職業教育(デュアルシステム)(上掲)</li> <li>・継続職業訓練(失業者から企業幹部まで広範な層に対して訓練を提供。目的、内容、期間とも多様)。</li> <li>・積極的職業統合措置(参加者数は月当たり14万4,399人(2012年))</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・見習訓練制度(上掲)</li> <li>・熟練化契約(//)</li> <li>・雇用主導契約、職業指導契約 就職困難者が対象、雇用主の元で働きながら訓練を受講する。 雇用主導契約(9万1590人(2015年))、職業指導契約(28万2040人(2015年))</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続職業訓練(上掲)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練個人口座 16歳以上の全ての労働者に適用、勤続期間により時間単位で付与される訓練受講の権利を管理。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就業口座(Erwerbstätigenkonto)」の創設を検討中(主に若者を対象に訓練と就業に関する支援と記録管理を行う)。</li> </ul>					
訓練関連の助成は、対象によって異なる。			見習い税徴収機関(OCTA: Organismes Collecteurs de la Taxe d'Apprentissage)や資格取得目的訓練助成機関(OPCA: Organisme paritaire collecteur agréé)等が企業から職業訓練に関する税や出資等を受け、その資金が職業訓練実施のために配分される。		
雇用エージェンシーによる訓練希望者への職業適性相談や仲介などの支援など。			職業経験等認証制度(VAE)(約2万5000件(2015年))		